

株式会社 IBJ 定款

平成 19 年 10 月 19 日改定
平成 21 年 1 月 1 日改定
平成 21 年 3 月 18 日改定
平成 22 年 3 月 19 日改定
平成 24 年 3 月 28 日改定
平成 24 年 7 月 31 日改定
平成 25 年 3 月 27 日改定
平成 26 年 2 月 14 日改定
平成 26 年 3 月 26 日改定
平成 26 年 11 月 14 日改定
平成 27 年 3 月 25 日改定
平成 27 年 12 月 3 日改定
平成 28 年 1 月 1 日改定
平成 28 年 3 月 28 日改定
平成 29 年 3 月 27 日改定
平成 30 年 3 月 26 日改定
令和 2 年 3 月 23 日改定
令和 4 年 3 月 28 日改定
令和 5 年 3 月 24 日改定

株式会社 IBJ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 IBJ と称し、英文では IBJ, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報の提供及び異性紹介サービス業
2. 結婚仲介業
3. 各種イベントの企画及び運営
4. 人材育成のための教育事業
5. 労働者派遣事業
6. 書籍、雑誌その他印刷物並びに電子出版物の企画、制作及び販売
7. 電気通信機器の販売、リース、取付け工事及びメンテナンス
8. Web システム並びにコンテンツの企画、開発、運営及びリース・レンタル業
9. コンピュータソフトウェアの企画、制作、運営及びリース・レンタル業
10. データ通信システムに係る装置の開発、販売及び保守
11. コンピュータシステムの企画、開発、及び保守
12. 通信販売業
13. 法人・個人に対する経営指導及び経理総務関連事務の業務受託
14. 広告業
15. 広告宣伝の情報媒体の販売
16. Web サイト、不動産の売買、仲介、管理及び賃貸業
17. 生命保険の募集に関する業務
18. 損害保険の代理業
19. 生命保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
20. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
21. 少額短期保険の募集、契約締結の代理及び媒介に関する業務
22. 旅行業代理店業
23. 旅行業法に基づく旅行業
24. 旅行業者代理業
25. 金融商品仲介業
26. 写真の撮影、制作及び写真館の運営
27. ヘアセット及びメイクアップサロンの運営
28. 着物レンタル
29. 化粧品及び美容品の販売
30. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 東京都新宿区 に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由に

よって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、139,320,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。
- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

付則

- 1 現行定款第 18 条（株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 18 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。
- 3 本付則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第 4 章 取締役及び取締役会

（員数）

第 19 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

（選任の方法）

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、代表取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任の方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても尚受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。